

自立支援医療(精神通院)をご利用の皆さまへ

『自立支援医療受給者証（精神通院）』（以下『受給者証』という。）について

・『受給者証』は、公費負担を受けるために重要な書類です。原則ご本人または保護者の方が所持し、医療機関・薬局等を利用される際に、その都度ご提示してください。ご提示がない場合には、原則、公費負担を受けることができません。大切に保管してください。

・有効期間は『受給者証』に記載のとおりです。ただし、市外から転入された方は、前住所地で交付された『受給者証』の有効期間の期限までとなります。

・継続して利用を希望される場合は、『受給者証』に記載されている有効期間の終了する日の3カ月前から、お住まいの区保健福祉センター健康課(健康づくり係)』で更新手続きをお願いします。ご不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。

・『受給者証』に記載されている、お名前、住所、健康保険、医療機関・薬局等に変更が生じる場合には、速やかにお住まいの『区保健福祉センター健康課(健康づくり係)』に届け出てください。

『自己負担上限額管理票』（以下『管理票』という。）について

・『管理票』は、『受給者証』に記載されている医療機関・薬局等をご利用されてお支払になった金額を、その都度、ご利用された医療機関・薬局等で書き入れてもらってください。

・自立支援医療（精神通院）では、世帯の所得の状況等に応じて、1カ月の自己負担上限額（自己負担上限額は、『受給者証』に記載されています。）を認定しています。そのため、『受給者証』に記載されている医療機関・薬局等で1カ月間に支払った医療費の累積額が、上限額に達した場合、それ以降、その月に支払う自己負担は、免除になります。

【お問い合わせ先】

- ・ 東 区保健福祉センター健康課 645-1079
- ・ 博多区保健福祉センター健康課 419-1092
- ・ 中央区保健福祉センター健康課 761-7339
- ・ 南 区保健福祉センター健康課 559-5118
- ・ 城南区保健福祉センター健康課 831-4209
- ・ 早良区保健福祉センター健康課 851-6015
- ・ 西 区保健福祉センター健康課 895-7074

自己負担上限額管理票	
年	月分
下記の通り上限額に達しました	
日	付
医療機関名	

自己負担上限額管理票	
年	月分
下記の通り上限額に達しました	
日	付
医療機関名	

自己負担上限額管理票	
年	月分
下記の通り上限額に達しました	
日	付
医療機関名	

自己負担上限額管理票	
年	月分
下記の通り上限額に達しました	
日	付
医 療 機 関 名	

自己負担上限額管理票	
年	月分
下記の通り上限額に達しました	
日	付
医療機関名	

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

受給者証と管理票は切り離さずにご利用ください。

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--